

日本科学者会議 京都支部ニュース

10月号 No.416

2018年10月11日発行

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ） 店番：448. 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

・・・・・ 目次 ・・・・・

◆ JSA 近畿地区シンポジウム (12/1) 「豪雨災害・土砂災害－原因と対策－」のご案内	2
● 『日本の科学者』読書会 9月例会 (9/20) の報告 「平和への権利と日本国憲法」	4
▼ シリーズ：私の憲法メッセージ「9条 京都のつどい2018」の報告	6
● 10～12月の支部関連行事の案内	8
・関西技術者研究者懇談会 10月例会 (10/14) 「1.南海地震, 2.新潟知事選」	
・『日本の科学者』読書会 8月例会(10/16) 「知的財産制度と現代社会」	
・原発ゼロ連続学習会 (11/2) 「1.東日本・トモダチ作戦の被ばく, 2.トリチウムの危険性」	
・11・3 憲法集会 in 京都 (11/3) 「講演：廣渡清吾（東大名誉教授, 市民連合）」	
・第30回自然科学懇談会 (11/24) 「ウイルスと生命の起源」	
◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより	10
◆ 近畿の催し物案内：「JSA 近畿」No. 11.10	11

＜今年度会費の納入願い＞

10月3日現在で約74%の会員が今年度会費を納入されました。引き続き今年度会費の納入にご協力願います。会費未納者には振込用紙を同封しましたので、金額をご確認の上、納入をよろしくお願いします。

（支部財政担当幹事）

2018年度日本科学者会議近畿地区シンポジウム
「豪雨災害・土砂災害 - 原因と対策 -」
 主催：日本科学者会議近畿地区、共催：国土問題研究会

日時：2018年12月1日（土）13:00 開場 13:30 開演

会場：龍谷大学深草学舎 和顔館 B110教室（京阪「深草」または地下鉄「くいな橋」下車）

資料代：参加者1人500円 院生、学生は無料

13:00 開場 司会 左近 拓男

13:30 開催趣旨説明 日本科学者会議京都支部代表幹事 宗川吉汪

13:35～14:15 「ハザードマップ」の作成と活用 奈良大学名誉教授 池田 碩

14:15～14:55 「西日本の地質・地形の特質がもたらした西日本豪雨の土砂災害、特に土石流災害」 神戸大学名誉教授 田結庄 良昭

14:55～15:35 「良いまちには良い川がある」——水害問題にも触れつつ——

国土問題研究会副理事長 中川 学

15:35～15:45 休憩

15:45～16:25 「災害の原因究明と対策」 京都大学名誉教授 奥西 一夫

16:25～17:00 総合討論

17:00～17:10 閉会のあいさつ 日本科学者会議全国常任幹事 河野 仁



会場は和顔館地下1階のB110教室です。エレベータもあります。

講演要旨

「ハザードマップ」の作成と活用

池田 碩（奈良大学名誉教授・国土問題研究会会員）<専門：自然地理学・地形学・地図学>

ハザードマップ（防災地図）は各自治体で作成、住民に配布が義務付けられている。今豪雨災害では、倉敷市真備町でも2016年に作成され配布されていた。被害はマップでの表現と同じ状況であったが、多くの家屋被害と犠牲者を出した。ほぼ同様の状況は、2015年関東の鬼怒川流域でも発生している。それはなぜか反省し、京都や大阪での被災時、どう活用できるかを考える。

西日本の地質・地形の特質がもたらした西日本豪雨の土砂災害、特に土石流災害

田結庄良昭（神戸大学名誉教授・国土問題研究会会員）<専門：地質学>

西日本、特に広島県周辺は、日本でも花崗岩が最も広く分布し、しかも、断層に沿った急斜面や谷などが発達したところが多く、脆い花崗岩山地に急峻な斜面が分布し、崩れやすく、急勾配の河川が多く分布し、土石流が生じやすかったことも要因です。さらに、山際の谷出口の扇状地の土砂災害の危険性が高い所を開発したのも被害を大きくしました。

「良いまちには良い川がある」——水害問題にも触れつつ——

中川 学（国土問題研究会副理事長）<専門：河川計画>

水害を引き起こす第一義的要因は、降雨という自然現象であるが、被災地の地理的条件や土地利用の違いなどによって、被害の様相は多様である。また、水害発生を防止すべき行政の対応に問題がある事例も多く見受けられ、それらの検証も欠かせない。明治以降の治水対策の変遷にも触れつつ、今日必須とされる「流域治水」推進の重要性を指摘したい。また、水害問題だけでなく、暮らしに身近な365日の川づくりについても話題提供したい。

災害の原因究明と対策

奥西一夫（京都大学名誉教授・日本科学者会議／国土問題研究会会員）<専門：災害地図学、水文地形学>

災害に関する過去の知見を活かして、将来起こり得る災害の危険性（ハザード）を描き、これを地図形式で表現したものがハザードマップである。社会の一員の災害リスクは抽象的に、 $\text{リスク} = \text{ハザード} \times \text{曝露程度} \times \text{脆弱性} \div \text{回復力}$ 、という形で書かれる。本シンポジウムでは最近起きた自然災害について、ハザードと被害などについて報告されるが、ここではこれらの報告を取りまとめる形で、リスクを軽減するために、曝露と脆弱性を減らし、回復力を高める方策について考察する。

『日本の科学者』読書会 9月例会（9/20）の報告

9月号特集「平和への権利と日本国憲法」

標記例会が9月20日（木）午後3時半より支部事務所で開かれた。参加者6名。9月号特集の中から以下の3篇の論文が取り上げられた。

前田 朗「国連平和への権利宣言とは何か－状態としての平和から権利としての平和へ－」（報告：大倉弘之）

2016年12月国連総会が平和への権利宣言を採択した（賛成131、反対34、棄権19）。国連憲章がその第1条第1項で掲げる国連の目的が国家間の関係としての平和であるのに対し、平和への権利宣言第1条は「すべての人は、すべての人権が促進及び保障され、並びに、発展が十分に実現されるような平和を享受する権利を有する」として、すべての人の権利としての平和を掲げた。国連での主な反対国は米、主なEU諸国、日本であったが、本論文は採択に至るまでの経緯の詳報である。以下はその要約である。

NGOの動き：権利宣言を求める運動は2005年に発足したスペインのNGO国際人権法協会から始まった。本協会の会長で元国連人権高等弁務官事務所勤務のカルロス・ビヤン・デュランは2003年に本格化したイラク戦争を、地球規模での反戦運動の高まりにもかかわらず止められなかつたことへの反省から、仲間と運動を始め、2006年10月30日にルアルカ（スペイン）NGO会議を開催して、平和への人権に関するルアルカ宣言を採択し世界キャンペーンを開始した。その後、2008年に平和への権利アピールを発し、数人のメ

ンバーが交代で世界各地を巡回して、各地での宣言を積み重ねながら平和への権利概念の明確化、各地の平和団体とのネットワーク作り、並行して国連人権理事会へのロビー活動を行ってきた。一方、ルアルカ宣言が2007年の国連人権理事会（ジュネーヴ）で紹介されたとき、そこに参加していた著者（前田）はスペイン代表と相談し日本のNGOも世界キャンペーンに加わることになったとのこと。日本では本キャンペーンの日本実行委員会が発足し、その後国連欧洲本部で2010～2012年にかけて6回平和への権利フォーラムを開催した。このようにして、1000を超える世界のNGOが連携して2010年12月10日に国連人権高等弁務官事務所の協力のもと、サンチアゴ（スペイン）宣言がまとめられるに至った。これは12条からなり、NGOの動きの一つの到達点である。

国連の動き：国連人権委員会から2006年に格上げされた国連人権理事会でNGOのキャンペーンを受けて当初主導したのはキューバ（国連人権委員会時代から平和決議に熱心）だった。数回の人権理事会決議などを経ながら2012年6月には諮問委員会の草案ができ理事会に作業部会が設置された。作業部会長のコスタリカ政府は全会一致を目指したが、その後の約3年間、米、EU、日の猛反発で

宣言案は妥協を重ね重要事項が削除された。反対派の理由は第一に「平和は安保理事会の管轄」、第二に「権利は個人のもので集団の権利は認められない」というもので、推進派は前者についてはそれを認めつつ「権利問題でもある」とし、後者については当初案にあつた権利主体の「人民」の削除を受け入れた。それにもかかわらず合意に至らず作業部会長はキューバ政府が引き継ぎ多数決方式へ移行する。その後は2016年6月の人権理事会で宣言草案が採択され、同年10月国連第三委員会が宣言草案を採択し、2016年12月の国連総会での採択に至った。

宣言の内容：宣言本文は5ヶ条だが、国連での様々な歴史的な経緯・成果を引き継ぐ旨の長い前文に続くもので、その構想にある「1.個人の権利（人民は削除された）、2.状態としての平和から権利としての平和へ、3.権利としての平和がすべての権利の基礎にある」の重要性が強調されている。

宣言の解釈と今後の課題：宣言の準備段階から草案の多くが削除されて解釈には幅が出ることになり、そのことと日本のNGOのこれまでの具体的な活動が紹介されて、宣言採択が最終目標ではなく権利の実現と平和を求める世界の運動を飛躍的に発展させることが重要であると論文は締めくくられている。

感想：スペインや日本のNGOの動きは知らなかったので、前半はルポルタージュとして読み応えがあった。今後の運動の中でこれまでの各宣言や草案段階での議論の到達点を生かすことが重要であると感じた。なお、法律論としての条文そのものの解釈や日本の憲法

との関係等についてはJJS10月号の新倉論文が非常に参考になる。

清水雅彦著「平和への権利宣言と日本国憲法」 (報告：山口進次)

2016年12月19日国連総会において「平和への権利宣言」が採択された。日本は日本国憲法に平和的生存権が規定されているにもかかわらず、この宣言に反対した。

日本はアジアへの侵略戦争の反省から、日本国憲法の前文に、平和主義に関する基本原則と平和に向けての目的と手段を盛り込んだ。

一方、国連の平和への権利宣言では、第1条「すべての人は、すべての人権が促進及び保障され、並びに発展が十分に実現されるような平和を享受する権利を有する」第2条「国家は、平等及び無差別、正義及び法の支配を尊重、実施及び促進し、社会内及び社会間の平和を構築する手段として、恐怖と欠乏からの自由を保障すべきである」としている。

日本国憲法の上に築かれた国家ならば、この国連の平和への権利宣言に反対する理由は見当たらないのであるが、歴代の為政者たちは日本国憲法の本質を捻じ曲げ、世界有数の軍隊を保有、海外でも戦争のできる国に変質させつつある。そして憲法前文から、平和的生存権を削除しようと企んでいる。

浦田一郎「自衛隊加憲論と日本国憲法—防衛と行政の関係を中心に（報告：宗川吉汪）

本論は表題にあるように、自民党の加憲論に関して防衛と行政の関係について論じたも

のである。安倍自民党の改憲案を、まず、確認しておこう。

9条の2 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

② 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

ここで、これまであった「必要最小限の実力組織」が削除されたこと、「内閣の首長たる内閣総理大臣」が挿入されたことに注意しよう。

1. 加憲論の趣旨と効果

自衛のための必要最小限の実力なら保持・使用しても合憲であるというのが従来の自衛力論である。加憲論はこの自衛力論を憲法化するものである。加憲により、9条の非軍事平和主義的解釈は不可能になり、2項削除改憲に向かうことは必定である。

2. 従来の政府解釈における防衛と行政

行政とは、立法と司法を除外した部分で、行政権は全て内閣に属し、全ての行政権に対して内閣総理大臣の指揮権が及ぶ。

加憲案では、「内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする」とされている。一方、実務・通説では、自衛隊に対する指揮

監督は閣議決定によらなければならないことになっている。すなわち、防衛に関する事務は、一般行政事務として、内閣の行政権に完全に属しているわけである。

3. 改憲論における防衛と行政

2012年の自民党の改憲案は、9条2項を削除して「内閣総理大臣を最高の指揮監督官とする国防軍を保持する」と定めている。総理大臣の「専権事項」は、①行政の指揮監督権 ②国防軍の指揮監督権 ③衆議院の解散権、となり、国防軍の指揮監督に関して閣議決定は不要とされている。

一方、今回の加憲論においても、自衛隊の指揮監督は閣議によらない行使の可能性がある、ここで、内閣の責任体制の弱化と文民統制（加憲案2項）の関係が問題になる。

おわりに

著者は、憲法政治にとって加憲論は政治状況を超えて分析すべきであり、憲法の平和的生存権、戦争放棄、軍事規定不存在の憲法論は重要である、と強調している。

感想

帝国憲法第11条で「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」とされている、自衛隊加憲によって「内閣総理大臣は自衛隊を統帥す」となるのか、これでは総理大臣は天皇と同じ権限を持つことになり、日本は総理大臣の独裁国家となる。

シリーズ：私の憲法メッセージ

「9条 京都のつどい 2018」の報告

表記の集会が 10 月 6 日（土）午後 2 時から龍谷大学響都ホールで開催された。主催は憲法 9 条京都の会、上智大学の中野晃一さんが講演した。講演レジュメをコピーしたので参考にしてください。

「安倍改憲とどう闘うか—市民・野党・メディアの課題」

理想を現実のものとする「決意表明」「誓い」としての日本国憲法

前文

構成 「権利章典」を中心とした第一章から第三章までで 40 条

「国家権力の分立や統制」を定めた第四章以降で約 40 条

全体で 103 条のコンパクトな憲法

「権利章典」は先駆的で包括的

「国家権力の分立や統制」については多くを「法律でこれを定める」

「硬性憲法」というだけでない、改憲が 70 年以上なされていない背景

（参照：米シカゴ大学「比較憲法典プロジェクト」に依拠したケネス・

盛・マッケルウェイン准教授（東京大学）の研究）

憲法改正論議の展開

冷戦期：「護憲」対「改憲」→実際には第九条が焦点

ポスト冷戦期：第九条改正の困難→「改憲ありき」にするために論点拡散

「非立憲」的「改憲」の政治的意味

Constitution にメスを入れる「手術」としての改憲

第九十六条の政治的意味

人間の尊厳を擁護する政治のために「立憲」が「護憲」に重なる必然

「アイデンティティの政治」としての憲法政治

「インタレスト（利益）の政治」→「アイデンティティの政治」

個々人の尊厳あるくらし（理想を現実のものとする政治からの「逃避」

「戦後レジームからの脱却」「日本をリセットする」

日本国憲法が体現する戦後日本の「誓い」を捨てるのか

安倍自民党の「実力」と選挙戦略

「絶対得票率」(棄権者を含めた有権者全員のうちの得票率)

小選挙区で「4人に1人」(25%弱)

比例区で「ほぼ6人に1人」(16~18%台で推移)

2012年、2014年の「圧勝」も、実際には2009年の「惨敗」より得票数が少ない！

自民党の戦略は (1) 立憲野党の分断 + (2) 低投票率

安倍改憲を止めるには

小選挙区(1人区)：自公候補(40票)に対して、野党A(30票)と野党B(20票)と票が割れると、共倒れとなり、自公候補が当選してしまう

→よって、野党候補の一本化が必要

国民投票：安倍改憲案賛成(○40票)に対して、安倍改憲案反対理由A(×30票)と安倍改憲案反対理由B(×20票)となっても、反対理由の違いは関係ないので共倒れは起きず、反対(×計50票)が賛成(○40票)を上回れば否決できるし、そもそも発議が困難になる

→つまり、反対理由の「一本化」は不要

(*ここで言う、反対理由AやBとは、いわゆる「護憲論」や「立憲的改憲論」「新9条論」などのこと)

市民と野党の共闘をさらにいっそう広げていく

強者による支配でも、同一性に基づく団結でもなく、他者性に基づく連帯を

(コピー責任：宗川吉汪)

10~12月の支部関連行事の案内 (JSA近畿も参照)

1. 関西懇10月例会

日時：10月14日(日) 14:00~17:00

場所：国労会館2階小会議室 (JR天満)

テーマ：1, 南海地震の予測 2, 新潟知事選について

担当：国村勝氏

2. 10月支部読書会

日時：10月16日(火) 15:00~17:30

場所：京都支部事務局

テーマ： JJS10月号特集「知的財産制度と現代社会」
担当： 野村論文（宗川），増沢論文（鈴木），平野論文（清水）

3. 第6回支部幹事会

日時：10月16日（火）18:00～20:00

場所：京都支部事務局

4. JJS サポーター会議

日時：10月28日（日）13:30～16:30

場所：大阪支部 国労会館

5. 第6回ワーキング会議

日時：11月2日（金）13:30～15:30

場所：京都支部事務局

6. 原発ゼロ連続学習会

日時：11月2日（金）18:30～20:00

会場：あすかい・ホットスペース（あすかい診療所）

大倉弘之：福島原発事故による東日本の被ばく者とトモダチ作戦の被ばく者

山田耕作：トリチウムの危険性

7. 11・3憲法集会 in 京都

日時：11月3日（土）13:30～

会場：円山野外音楽堂

講演：広渡清吾（東大名誉教授、市民連合）

8. 第30回自然科学懇談会

日時：11月24日（土）13:30～15:30

場所：京大楽友会館

講師：菅原建二氏

テーマ：ウイルスと生命の起源

9. 近畿地区シンポ「豪雨災害・土砂災害-原因と対策」

日時：12月1日（土）13:00 開場 13:30 開演

会場：龍谷大学深草学舎 和顔館B110教室

1. 「ハザードマップ」の作成と活用：池田 碩（奈良大学名誉教授）

2. 西日本の地質・地形の特質がもたらした西日本豪雨の土砂災害、特に土石流災害：田結 庄良昭（神戸大学名誉教授）

3. 良いまちには 良い川がある—水害問題にも触れつつ—：中川 学（国土問題研究会副理事長）

4. 災害の原因究明と対策：奥西一夫（京都大学名誉教授）

◆◆◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより ◆◆◆

第5回支部幹事会（9/20）と第5回ワーキング会議（10/5）の報告

1. 会員の現況（10月1日現在）

一般会員 230, 特別会員 4, 家族割り特別会員 3, 若手会員 6,
若手特別会員 14, 会員合計 257, 読者 4

2. 訃報

一般会員の佐々木嬉代三氏が死去されました、ご冥福をお祈りします。

3. 会費納入状況（10月5日現在）

今年度会費納入者：一般 174/230, 特別会員 2/4, 家族割 3/3,
若手 2/6, 若手特別 7/14

17年度会費未納者：一般 8, 若手特別 2 (若手は全員納入済み)

4. 会計報告（会費は9月25日まで）

2018年度累計	2018年度9月決算
収入累計 2,857,051 円	9月収入合計 102,809 円
支出累計 1,898,592 円	9月支出合計 292,849 円
収支累計 958,459 円	9月収支 -190,040 円
前年度繰越 489,974 円	前月繰越 1,638,473 円
9月末残高 1,448,433 円	9月末残高 1,448,433 円

5. 22総学の取り組みについて

12月7~9日@琉球大学で開催されます。京都支部の紹介ポスターを用意する。

事前参加申し込みは、10月1日~11月21日です。

支部関連の発表者は、A1 分科会：「平和・安保・核兵器廃絶・軍学共同問題」（松島）；C1 分科会：「公害・環境問題の現在」（小林）；C3 分科会：「福島原発事故の放射能は本当に安全か？」（大倉、宗川）；D2 分科会：「市民と科学者を結ぶ雑誌『日本の科学者』の歴史的役割と展望」（宗川）；F1 分科会：「生命倫理の諸問題」（宗川）

6. 9月~10月の支部関連行事（支部ニュース9月号発行~10月号発行）

9月11日（火）支部ニュース9月号発行、「日本の科学者」10月号発送

9月20日（木）9月読書会

9月20日（木）第5回支部幹事会

10月5日（金）第5回ワーキング会議

10月9日（火）731学位検証を求める会・役員会

10月11日（木）支部ニュース10月号発行、「日本の科学者」11月号発送

（文責 宗川吉汪）

